

# ご病気に際して

## ◇ 病気について

下記の場合は、原則お預かりできません。

- ・発熱 37.5℃以上
- ・ひどい下痢、嘔吐等
- ・その他、体調不良が強くみられる場合
- ・以下の伝染性の病気の場合は、登園できません。
- ・医師による治療した旨の証明を受けてから登所させてください。

### 意見書が必要な疾病

	感染症名	出席停止期間
第1種	エボラ出血熱・天然痘(痘瘡)・ペスト クリミア・コンゴ出血熱・ジフテリア 南米出血熱・マールブルグ病・ ラッサ熱・急性灰白髄炎(ポリオ) 重症急性呼吸器症候群(病原体がコロナウイルス 属 SARS コロナウイルスであるものに限る) 鳥インフルエンザ(病原体がインフルエンザウイ ルス A 属インフルエンザ A ウイルスであってそ の血清亜型が H5N1 であるものに限る) 新型インフルエンザ等感染症 指定感染症・新感染症	治癒するまで
第2種	インフルエンザ (鳥インフルエンザ(H5N1)及び新型インフルエ ンザ等感染症を除く)	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後3日 を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで、又は5日間の適正な抗 菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹	解熱後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5 日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
	風疹(三日ばしか)	発疹が消失するまで
	水痘(水ぼうそう)	すべての発疹が痂皮化する(かさぶたになる)まで
	咽頭結膜熱(プール熱)	主要症状が消退した後2日を経過するまで
	結核 髄膜炎菌性髄膜炎	病状により医師において感染のおそれがないと認 めるまで

第3種	コレラ・細菌性赤痢・腸チフス	病状により医師において感染のおそれがないと認めるまで
	腸管出血性大腸菌感染症	
	パラチフス・流行性角結膜炎	
	急性出血性結膜炎	
その他感染症	ノロウイルス	嘔吐、下痢等の症状が治まり、普通の食事ができるまで
	ロタウイルス	嘔吐、下痢等の症状が治まり、普通の食事ができるまで

- 保育中に具合が悪くなった場合は、お迎えをお願いすることがあります。また、その際の受診は、保護者の方をお願いします。
- 予防接種直後の登所はお控え下さい。

※ 出席停止の日数の数え方について

日数の数え方は、その現象が見られた日は算定せず、その翌日を第1日とします。例えば、インフルエンザにおいて「発症した後5日」の場合の「発症」とは「発熱」の症状が現れたことを指し、日数を数える際は発症した日は含まず「翌日を第1日」と数えます。「解熱した後3日」の場合の数え方も同様です。

## ◇ 保育所での与薬

原則として保育所での与薬依頼をお断りしています。病院での受診時に、自宅での服用で済むよう医師にご相談下さい。

ただし、やむを得ない理由の場合は、以下の条件を満たしている場合のみ、薬剤情報提供書（処方箋のコピー）あるいは処方されたお薬の袋と「与薬依頼書」を直接保育者にご提出いただき、お薬をお預かりして投与します。

1. 医師、歯科医師または看護職員が、以下を確認していること。  
容態が安定している。医師または看護職員による連続的な容態の経過観察が必要でない。専門的な配慮が必要ない。
2. 医師、歯科医師または看護職員が、これらの免許を有しない者による医薬品使用の介助ができることを本人または家族に伝えていること。
3. お子様を診療した医師が処方し調剤したもの、あるいはその医師の処方によって薬局で調剤したもので、これまで投与したことがあり異常がなかった薬であること。
4. 以前処方してもらい飲み残していた薬、市販薬、解熱剤（経口薬・座薬）、座薬、症状（熱が出たら、咳が出たら、痙攣が起きたら等）を保育者が判断して与薬しなければならないものでないこと。
5. 薬は1回分ずつに分け、お子様のお名前を記入していること。  
(点眼・鼻・耳薬は密封できる袋に入れ、袋にもお名前をご記入下さい。)

※ 喘息の吸入はお受けしていません。

※ お預かりした「与薬依頼書」に基づいた投与によって事故等が生じた場合は、法的な責任を負いかねますのであらかじめご了承下さい。